

〈資料〉

## BC級戦犯裁判と性暴力(2)

### ——『戦争犯罪裁判概見表』を手がかりに

佐治 暁人 (大阪経済法科大学  
アジア太平洋研究センター)

ここで紹介する資料は、BC級戦犯裁判において、性暴力関係事件（「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」）によって起訴された裁判を各国別に一覧したものである。紙幅の都合により、アメリカ・イギリス・オーストラリア・オランダ・フランスを扱った本誌前号に引き続き、本稿では、中華民国・フィリピンを紹介する。

本誌前号で指摘したように、極東国際軍事裁判（東京裁判）とBC級戦犯裁判というかたちで実施された戦犯裁判における性暴力関係事件に対する取り組みは、前者における取り組みを中心に研究が進められている。また、本資料の手がかりとなる『戦争犯罪裁判概見表』は、「起訴事実、所属、階級氏名、判決年月日、弁護人等を事件別、事件番号順に表示したもので、事件の外貌を知ること」（豊田隈雄『戦争裁判余録』泰生社、1986年）に留まるものであると指摘されている。こうした指摘をふまえ、以下では、注目すべき裁判に触れつつ、本資料について紹介したい。

フィリピンが実施したBC級戦犯裁判における性暴力関係事件は、「強かん」事件のみとなっている。これら「強かん」事件によって裁かれた者は、主に実行犯であるが、「指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法に比島市民■■■■■（姓不詳）を強姦することを許容した」事件（フィリピン裁判・事件番号33）や「指揮下の日本陸軍軍人に故意、不正、かつ不法に十二才の氏名不詳の少女を強姦することを残忍に命令し、指示し許容した」事件（フィリピン裁判・事件番号48）に示されるように、上官としての責任を問われた者も含まれている。また、この資料から、「性交の目的で脅迫し、監禁し、強姦」

した事件（フィリピン裁判・事件番号8）や、「暴力及び脅迫を用いて拘留し、誘かいし、繰返し強姦」した事件（フィリピン裁判・事件番号23）など、「強制的売春」が伴われたものであるかどうかは明確ではないものの、「脅迫」・「誘かい」・「監禁」などを伴ったかたちで、一定期間にわたる「強かん」事件の存在が確認できる。

一方、中華民国が実施したBC級戦犯裁判における性暴力関係事件では、「強かん」事件が多いものの、慰安婦問題を取り扱った裁判も存在していることが、最近明らかにされた（「慰安婦強制」で新資料6点、河野談話に含まれず」『京都新聞』2013年11月21日）。「強かん」事件によって裁かれた者は、実行犯だけではなく、上官としての責任を問われた者も相当数含まれている（中華民国の広東裁判・事件番号85、86号、上海裁判・事件番号138、143号など）。また、慰安婦問題を取り扱った事件は、「中国人婦女を脅迫して肉体的慰安の具に供した」事件（中華民国の南京裁判・事件番号6）や、「中国人婦女を徴集し、強迫して娼婦となした」事件（中華民国の太原裁判・事件番号3）などが存在する。

国立公文書館に所蔵されているBC級戦犯裁判資料には、各国別に作成された『戦争犯罪裁判概見表』に加え、各事件ごとに起訴状、判決文、証拠資料などが綴られたものが所蔵されている。そこで、それを利用し、太原裁判の第3号事件について触れてみたい（以下、『BC級（中華民国裁判関係）太原裁判・第三号（一名）』、本館-4B-037-00・平1 1法務05759100を参照）。

この裁判において、山西省平魯縣警察隊指導官■■■■■は、「驢馬を」「没収」した容疑や、「中国人婦女を徴集し、強迫して娼婦となした」容疑で起訴され、前者は有罪、後者は無罪と認

定され、10年の判決が言い渡された。後者に関しては、1945年3月15日、大同に出張し、そのまま大同警察指導官に転勤となったとの主張に加え、「婦女を徴集して脅迫して娼となしたのは警備隊太■中尉が主管であり、「関係がなかった」と主張し、無罪となっている（後者に関して、判決では、「被告に上述行為があった」ことを「証明」する「証拠がない」と指摘されている。）。

太原日本連絡班が作成した「公判傍聴記」によれば、同公判において、同警察隊指導官■■■■は、「娼婦ハ何処附近カラ徴集シタモノカ」との問いに対して、「部隊ガ集メタ」もので、「私デハアリマセン」と答え、「警察隊ガ集メテヤッタノデハナイカ」とのさらなる問いに対しても、「違ヒマス。警備隊長デス。」と回答しており、「強制的売春のための婦女子の誘拐」事件の責任の所在をめぐって激しい応酬が為されている。同警察隊指導官■■■■は、1947年4月16日に「具情書」を作成しており、「婦女ヲ徴発強制シ娼妓ト為サシム」件に関して、「日本軍警備隊ニ於テ慰安所ナルモノヲ開設シ」たもので、「軍ニ於テ総テ実施シタルモノ」であると説明しており、このような説明に沿って回答していることが確認できる。

つまり、この裁判における「強制的売春のための婦女子の誘拐」事件は、警察隊と警備隊のどちらに責任があるのかが争点となっており、「強制的売春のための婦女子の誘拐」自体を否定したものではない。むしろ、同警察隊指導官■■■■は、この裁判において、「強制的売春のための婦女子の誘拐」の全責任が軍にあると主張して無罪となっており、慰安婦問題を考える上で、興味深い裁判であると言える。

以上のように、本資料は、BC級戦犯裁判における性暴力関係事件に対する各国の取り組みを明らかにする手がかりを与えるものである。しかし、本稿において言及した中華民国の太原裁判第3号事件の例に示されるように、本資料は、各事件ごとに綴られたファイルへのアクセスを容易にし、日本軍による戦時性暴力の実態を明らかにすることを含め、個々のBC級戦犯裁判の検討を促すことを目的とするものでもある。

フィリピン法廷の性暴力関係事件一覧

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	判決日	判決	確認	起訴理由概要
	三五軍司	大尉	山口	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首	1, 下記の者及び氏名不詳の他の者たちは、昭和十九年一〇月、比島Cebu州MedellenのPanagnawan地区附近において不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■及び■■■■各家に属する不動産、個人財産、動産、製品、商品を焼却し、不正に利用し、略奪し、破壊することを許容し、かつ参加した。2, 下記の者は、昭和十九年一〇月、前記Panagnawan地区附近において、不正かつ不法に、いずれも非武装の非戦闘員たる比島及び中国市民■■■■等二六名の拷問、殺害、及び、未遂に終わった■■■■の殺害を許容し、かつこれに参加した。3, ■■■■、■■■■、■■■■は、昭和十九年一〇月、前記Medellin-Bogo砂糖中央市場附近において、不正かつ不法に二名の非武装の非戦闘員たる比島市民を銃剣により殺害することを許容し、かつ、これに参加した。4, ■■■■及び一〇月中、前記の砂糖中央市場附近において、不正かつ不法に比島市民■■■■及び■■■■を反復強姦することを許容し、かつこれに参加した。5, ■■■■は、昭和十九年一〇月、前記の砂糖中央市場において、不正かつ不法に比島市民■■■■及び二名の氏名不詳の女性及び二名の氏名不詳の非武装の非戦闘員たるスペイン人の殺害を強姦し、かつこれに参加した。6, 下記の者は、昭和十九年一〇月前記の砂糖中央市場附近において、不正かつ不法に比島市民■■■■及び■■■■を反復強姦することを許容し、かつこれに参加した。7, ■■■■及び■■■■は、昭和十九年一〇月、前記砂糖中央市場附近において、不正かつ不法に比島市民■■■■を性交の目的で脅迫し、監禁し、強姦することを許容し、かつ、これに参加した。8, ■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■は、昭和十九年九月及び一〇月前記の砂糖中央市場において、いづれも非武装の非戦闘員たる多数の比島市民を薬道を用い、彼等の体を投げ飛ばして拷問し、殴打し、虐待することを許容し、かつ、これに参加した。9, ■■■■は、昭和十九年一〇月Cebu州Luyva地区附近において、不正かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■及び■■■■を刺突を以て殺害することを許容し、かつ、これに参加した。10, ■■■■を射撃及び刺突により殺害することを命令し、許容し、かつこれに参加した。11, ■■■■、■■■■、■■■■は、昭和十九年九月、前記の砂糖中央市場附近において、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■、■■■■及び■■■■を背後から射撃することにより、殺害することを命令し、かつ、これに参加した。12, ■■■■及び■■■■は、昭和十九年九月前記の砂糖中央市場附近において、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■(名不詳)なる者を刺突により殺害することを許容し、かつ、これに参加した。13, ■■■■及び■■■■は、Cebu州BogoのMalingin地区において、不正かつ不法に氏名不詳の比島市民を強姦した。14, ■■■■は、昭和十九年一〇月前記BogoのBoac地区附近において、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■を殴打及び足蹴により拷問し虐待することを許容し、かつ、これに参加した。15, ■■■■は、昭和十九年一〇月前記Boac地区において、■■■■、■■■■の財産、宝石、衣類、銀製品その他高価な財物を不正に獲得し、略奪し、窃取することを許容し、かつ、これに参加した。	
	一〇二師司 獣	獣医・中尉	北海道	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
	独歩一七三 大	中尉	大分	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
	海軍二〇一 航	海軍・主・中尉	栃木	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
	独歩一七三 大	少尉	佐賀	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
	歩七七	曹長	長崎	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
	独歩一七三 大	曹長	大分	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
	セブ憲分	曹長	長野	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
		伍長	大分	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
		伍長	大分	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
	独歩一七三 大	伍長	大分	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
		上等兵	大分	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		
		兵長	大分	■■■■	1948/05/27	絞首	絞首		

8  
マニラ



										1, ■■■■(別称ドクター■■■)は、昭和二〇年四月頃、比島Tayabas州(現Queron) Infanta町Balubo地区付近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等七名の殺害を命令し、指示し許容した。
三一特根	海・少佐	千葉	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				2, ■■■■(別称ドクター■■■)は、昭和二〇年四月一三日頃、前記Infanta町Balubo 付近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■、■■■■(二才)、■■■■(一才)、■■■■(一才)、■■■■(六才)、■■■■(三才)、■■■■(別称ドクター■■■)及び■■■■(一才)の者の殺害を命令し、指示し許容した。3, ■■■■(別称ドクター■■■)及び■■■■は、昭和二〇年四月一七日頃、前記Infanta町Alitas地区付近において、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等二名及びその他氏名不詳の二〇名の殺害を命令し、指示し許容し、かつ殺害に参加した。4, ■■■■は、昭和二〇年四月二九日頃、前記Infanta町Batangan 付近において、故意かつ不法に比島市民■■■■を強姦した。5, ■■■■及び■■■■は、昭和二〇年五月七日頃、前記Infanta町Minahan地区付近において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■及びその他八名の殺害を命令し、指示し、許容し、かつ殺害に参加した。6, ■■■■(別称ドクター■■■)は、昭和二〇年五月九日頃、前記Infanta町付近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等六名を殺害することを命令し、指示し許容した。7, ■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■(別称ドクター■■■)は、昭和二〇年五月二一日頃、Infanta町Pilaway地区において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に、いずれも非武装の非戦闘員たる中国市民■■■■等九名の殺害を命令し、指示し、許容し、また、殺害に参加した。8, ■■■■及び■■■■は、昭和二〇年五月二一日頃、前記Infanta町Pilaway地区において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に、いずれも非武装の非戦闘員たる中国市民■■■■等九名の殺害を命令し、許容した。9, ■■■■及び■■■■は、昭和二〇年五月二一日頃、前記Infanta町Pilaway地区において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に、いずれも非武装の非戦闘員たる比島及び中国市民■■■■等九名の殺害を命令し、指示し、許容し、または殺害に参加した。10, ■■■■は、昭和二〇年五月二一日頃、前記Infanta町Pilaway地区付近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■の殺害を命令し、指示し、許容し、また殺害に参加した。11, ■■■■は、昭和二〇年五月二一日頃、前記Infanta町Pilaway地区付近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等五名、その他者の殺害を命令し、指示し、許容した。12, ■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■は、昭和二〇年五月二一日頃、前記Infanta町Pilaway地区付近において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■、■■■■等五名、及び二名の幼児の殺害を命令し、指示し、許容し、また殺害に参加した。13, ■■■■は、昭和二〇年五月二一日頃、前記Infanta町Pilaway地区において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■、■■■■及び■■■■並びに氏名不詳の二名を殺害することを命令し、指示し許容した。14, ■■■■、■■■■及び■■■■(別称ドクター■■■)は、昭和二〇年五月二一日、前記Infanta町Katambagan地区付近において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等八名(幼児三名を含む)の殺害を命令し、指示し、許容し、また殺害に参加した。15, ■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■
	海・少佐	神奈川	■■■■	1949/02/19	絞首	不承認				
三一魚雷艇	海・少佐	東京	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				
旭車丸	海・大尉	山口	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				
二二一空	海・大尉	富山	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				
比葦空	海軍・医・大尉	新潟	■■■■	1949/02/19	公訴棄却					
北葦空	海軍・医・大尉	長野	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				
九五五空	海・中尉	新潟	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				
北葦空	海・中尉	鹿児島	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				
三一特根	海・中尉	長野	■■■■	1949/02/19	絞首	終身				
北葦空	海・中尉	熊本	■■■■	1948/08/27	審理停止					

	マニラ	27	九〇一空	海・中尉	熊本	■■■■■	1949/02/19	絞首	終身	<p>■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃前記Infantia町Banugao地区において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■及び氏名不詳のその他の八名の殺害を命じ、指示し、許容し、また殺害に参加した。16.■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃前記Infantia町Banugao地区において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等一二名の殺害を命じ、指示し、許容し、また殺害に参加した。17.■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃前記Infantia町Banugao地区において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等三名の殺害を命じ、指示し、許容し、また殺害に参加した。18.■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃前記Infantia町Lual地区において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■にして氏名不詳の三名の殺害を命じ、指示し、許容し、また殺害に参加した。19.■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃前記Infantia町Lual地区において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■(一才)、■■■■■(ハ才)■■■■■及び■■■■■(別称ドクター■■■■■)■■■■■及び■■■■■は、20.■■■■■、■■■■■、■■■■■(別称ドクター■■■■■)、■■■■■及び■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃前記Infantia町附近において、日本海軍軍人に、故意かつ不法に、いずれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■、■■■■■(一才)等五名及び氏名不詳の他の一五名の殺害を命じ、指示し、許容し、また殺害に参加した。</p>
	マニラ	33	海軍三特別根拠地隊	海・大佐	東京	■■■■■	1948/10/09	無罪	終身	<p>1.■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃、比島Mindanao島Davao市Bacaca附近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法に比島市民■■■■■(姓不詳)を強姦することを許容した。2.■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃、前記Bacaca附近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法にいずれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等一〇名、及びその他氏名不詳の二名の殺害を許容した。3.■■■■■は、昭和二〇年五月二日頃、前記Bacaca附近において、不正かつ非武装の戦闘員たる比島市民■■■■■等一〇名、及びその他氏名不詳の二名の殺害に参加した。4.■■■■■は、昭和二〇年五月三日頃、Bacaca附近において、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■の殺害を試み、その結果傷害を与えた。5.■■■■■は、昭和二〇年五月三日頃、Bacaca附近において、不正かつ不法に彼の指揮下の日本海軍軍人に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等八名の殺害を許容した。6.■■■■■は、昭和二〇年五月三日頃、Bacaca附近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■の殺害を許容した。7.■■■■■は、昭和二〇年五月三日頃、Davao市Bajadad附近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等七名の殺害を許容した。8.■■■■■は、昭和二〇年五月三日頃、前記Bajadad附近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等七名の殺害を許容した。9.■■■■■は、昭和二〇年五月三日頃、Bajadad附近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等三名の殺害を試み、その結果殺害を許容した。10.■■■■■は、昭和二〇年五月四日頃、前記Bacaca附近において、彼の指揮下の日本海軍軍人に、不正かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■■等五名の殺害を許容した。11.■■■■■は、昭和二〇年五月四日頃、Bacaca附近において、彼の</p>



マニラ	48	臨時歩兵 第一中隊	兵長	福岡	■■■■	1949/03/24	絞首	終身	Hotel, Minamar Apartment Hotel, Manila Hotel, 400名婦女子を拷問虐待し、40名を強姦、Bay View Hotelを焼却。43,昭20-2-17、マニラIsaac Parai街、30名以上殺害、3名の婦人を強姦後殺害。44,昭20-2-17、マニラIsaac Parai街、25名虐待、私有財産徴発、焼却。45,昭20-2-20、マニラIntramuros、■■■■神父等9名及び氏名不詳10名の虐殺。46,昭20-2-20、マニラIntramuros、■■■■神父等7名拷問虐待。47,昭20-2-6~2-22、Intramuros, St. Augustine Church, 6000名、食糧、医療なく拘禁され、不必要な放火にさらされ、飢饉、疾病、虐待のため死亡し、多くの婦人が虐待され、強姦された。48,昭20-2-6~2-22、マニラIntramuros St. Augustine Church, その中に収容されていた市民の私有財産が盗まれ、徴発され、教会の神聖な財産が敵火の下で破壊され、軍事上の理由なく尼僧院及び教会が焼かれ、破壊された。49,昭20-2-6~2-20、Intramuros Santiago, 4000名虐殺。50,昭20-1-1~2-17、マニラErmita、市民病院に使用されている比島ゼネラル病院に防衛工事を施し、火器を配置して作戦し、敵火を誘致した結果、多数の患者及び避難者を殺害した。51,昭20-2-10、ゼネラル病院■■■■及び他の2名の婦人を虐待し強姦した。52,昭20-2-10、比島赤十字本部の建物、■■■■等男女14名、その子たち7名及び氏名不詳の40名殺害。53,昭20-2-10、比島赤十字本部建物、3名拷問虐待。54,昭20-2-8、マニラMalate、4名殺害。55,昭20-2-5~2-7、マニラ大寺院(Cathedral)において、多くの婦女子を虐待、強姦し、かつ、宗教目的に捧げられた前記大寺院を焼き、破壊した。56,昭20-2-13、マニラTaff街1609、在マニラ、ベネセラ国領事■■■■等を殺害し、前記家を焼毀した。57,昭20-2-7~2-10、マニラ■■■■等10名殺害。58,昭20-2-7~2-8、マニラ、Pandacan、居住だけに使用されていた300の家屋焼毀した。以上。
									1,昭和一九年一月二日頃、比島Rombion州Rombion附近において、故意、不正、かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■を殺害した。2,昭和一九年一月二日二五頃、Rombion附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、故意、不正かつ不法に、いずれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等八名及び氏名不詳の三二名を拷問し、虐待することを命じ、指示し、許容した。3,昭和二〇年一月二八日頃、Rombion附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、故意、不正、かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■を強姦することを、命じ、指示し、許容した。4,昭和二〇年二月一日頃、Rombion附近において、故意、不正、かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等一一名を殺害し、また、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、殺害を命じ許容した。5,昭和二〇年二月二日頃、Rombion附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、故意、不正、かつ不法に十二才の氏名不詳の少女を強姦することを残忍に命じ、指示し許容した。
マニラ	49	船舶工兵 第一野戦 補充隊	中尉	長野	■■■■	1949/06/27	無罪		1,昭和一九年一月三〇日頃、比島Cebu州Camotes群島Ponson島Pilar kawit 地区附近において、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民の女性を強姦した。2,昭和一九年一月八日頃、前記Ponson島Sito Toong附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に■■■■等三名を含む約三〇名の非武装の非戦闘員たる比島市民の拷問、殺害を許容した。3,昭和一九年一月二七日頃、Ponson島Sito Opao附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等五名を拷問し、殺害することを許容した。4,昭和一九年一月二九日頃、Ponson島Sito Opao附近において、彼の指揮下の

<p>日本陸軍軍人に、不正かつ不法に、■■■■等三名を含む二八名の非武装の非戦闘員たる比島市民の拷問殺害を許容した。5.昭和一九年一月二九日頃、Ponson Dapdap地区附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に、■■■■等四名を含む一五名の非武装の非戦闘員たる比島市民の拷問殺害を許容した。6.昭和一九年一月二九日頃、Ponson Dapdap地区附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等五名の拷問殺害を許容した。7.昭和一九年一月二九日頃、前記Dapdap地区において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に、■■■■を含む非武装の非戦闘員たる比島市民約三〇〇名の拷問殺害を許容した。8.昭和一九年一月二九日頃、Dapdap地区附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等四名の拷問殺害を許容した。9.昭和一九年一月二九日頃、Dapdap地区附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等四名の拷問、殺害を許容した。10.昭和一九年一月二九日頃、Ponson Dapdap地区附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、不正かつ不法に、■■■■等三名を含む約三〇〇名の非武装の非戦闘員たる比島市民の拷問殺害を許容した。</p>		<p>1.昭和一九年一月一日から昭和一九年八月一八日の間、比島マニラFort Santiagoにおいて、故意かつ不法に、非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■を拷問、虐待し、また、彼の指揮下の者に拷問し、虐待することを命令し、許容した。2.昭和一九年二月二三日頃、Iloilo州Iloilo市附近において、彼の指揮下の者に、故意かつ不法に、いづれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等五名の殺害を命令し、指示し許容した。3.昭和一九年二月二八日から昭和一九年六月二三日の間、Iloilo市附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、故意かつ不法に、いづれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等五名に対する拷問虐待を命令し、指示し許容した。4.昭和一九年二月二八日から昭和一九年六月二三日の間、Iloilo市附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、故意かつ不法に、いづれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■及び氏名不詳の一人名の殺害を命令し、指示し許容した。5.昭和一九年六月頃、Iloilo市附近において、故意、不法かつ残忍に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■夫人を強姦した。6.昭和一九年一月頃、Iloilo市附近において彼の部下日本陸軍軍人に故意かつ不法に、いづれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等六名の殺害を命令し、指示し許容した。7.昭和一九年一月頃、Iloilo市Lapas附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に故意かつ不法に、いづれも非武装の非戦闘員たる比島市民である氏名不詳の三〇名の殺害を命令し、指示し許容した。8.昭和一九年二月二〇日から同三一日の間、Iloilo市附近において、彼の指揮下の日本陸軍軍人に、故意かつ不法に、いづれも米陸軍軍人で日本の俘虜である■■■■兵を残忍に拷問虐待することを命令し、指示し、許容し黙認した。</p>
<p>58</p> <p>マニラ</p> <p>イロイロ憲兵分隊</p> <p>憲・大尉</p> <p>山口</p> <p>■■■■</p> <p>1949/08/15</p> <p>絞首</p> <p>終身</p>		<p>1.■■■■は、昭和二〇年九月二四日頃、比島Bukidnon州Samilao附近において、不正かつ不法に、いづれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等三名を拷問虐待した。2.■■■■は、昭和二〇年九月二四日前記Samilao附近において、不正かつ不法に、いづれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■等四名を殺害した。3.■■■■、■■■■及び中村武一は、昭和二〇年一〇月中、Samilao附近において不正</p>
<p>61</p> <p>マニラ</p> <p>第一五揚陸隊</p> <p>医・中尉</p> <p>兵長</p> <p>長野</p> <p>■■■■</p> <p>1949/09/20</p> <p>絞首</p> <p>公訴棄却</p>		



		伍長	鳥取	■■■■	1949/09/20	絞首	終身	■■■■、■■■■及び■■■■は、昭和二年一月、一二月の間、Sumilaoにおいて、不正かつ不法に、■■■■及び■■■■を強姦した。22. ■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■は、昭和二年一月、一二月の間、Sumilaoにおいて、不正かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■及び■■■■の二名を殺害し、前記の者たちの体を切り料理し、その肉を喫食した。23. ■■■■、■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■は、昭和二年一月、一二月の間、不正かつ不法にいずれも非武装の非戦闘員たる比島市民■■■■、■■■■及び■■■■の肉を喫食を拷問虐待し、■■■■及び■■■■の両親である■■■■、■■■■及び■■■■を食することを強要した。24. ■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■は、昭和二年一月、一二月の間、Intavas附近において、不正かつ不法に氏名不詳の非武装の非戦闘員たる比島市民一名を殺害し、その体を切り料理し、その肉を喫食した。
	第一五場陸隊	兵長	長崎	■■■■	1949/09/20	終身	終身	
		兵長	群馬	■■■■	1949/09/20	公訴棄却		
	捜索第三〇連	兵長	兵庫	■■■■	1949/09/20	絞首	終身	

中華民國法廷の性暴力関係事件一覧

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	原審日	原審	覆審	起訴理由概要
漢口	6	新堤公立診療所	医師	大分	■■■■	1946/09/24	無罪		■■■■は、新堤維持会公立医院医師として在職中、昭和十四年四月同院に洗濯婦として働いていた■■■■を強姦し、その後一ヶ月の後、同女の夫■■■■を殺害し、亦同二十年三月六日夜、民権路の自宅に於て妻■■■■と些細のことより口論し、激怒の余り鉄棒を以て同女の頭部を殴打して死に至らしめた。
漢口	17	第十六師団第一渡河材料中隊	大尉	滋賀	■■■■	1946/11/09	死刑		昭和二十年旧曆三月より日本投降まで第一渡河材料中隊長として衡山、澧州市の警備隊長を兼任していたが同年旧曆四月七日■■■■等七名を殺害して、その屍体を湘江河畔に放棄し、次で三百八十九名に及ぶ良民を相次で殺害し、亦同日兵五十余名を高坪嶺に派して家屋五十余棟を焼き、娘■■■■等十四名を強姦後殺害し、強姦後殺害されざる者七十五名に達せり。更に朱陽、衡山、□縣、安仁等において、七八回にわたり米四万石、牛豚三十余頭その他衣類等三十二隻相当を掠奪し、更に同年四月一月譚泳秋を逮捕拘禁して死刑に処せんとして抗戦智識分子の消滅を図った。
漢口	23	第六師団独立歩兵第百三三大隊	少尉 軍曹 軍曹	岡山 山口 京都	■■■■ ■■■■ ■■■■	1947/11/20 1947/11/20 1947/11/20	未逮捕 無期 無期		■■■■は、湖南省九江廟警備隊長にして、■■■■、■■■■、■■■■は、何れも同警備隊班長であるが同人等は、昭和十九年七月頃、長沙合浦郷に於て、婦人を輪姦し、財物を掠奪し、■■■■を殺害した外、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■兄弟を拘禁し、且隣室に拘禁中の十余名に殴打暴行を加へて傷害を与へ、亦、■■■■、■■■■は、同年七月頃、前記合浦郷に於て、同地第六保長■■■■を問謀容疑を以て、逮捕の上、共同殺害し、■■■■は、同年二月頃、湖北省通山縣監林橋に駐屯中威勢を藉りて中国平民を殺害した。
漢口	44	漢口憲兵隊	憲・軍曹	岡山	■■■■		無罪		應城における婦女強姦容疑。

漢口	45	漢口憲兵隊 應城分隊	憲・大尉	兵庫	■■■■				無罪	應城における婦女強姦容疑。
漢口	47	独立混成第 十七旅団第 九十大隊	兵長 上等兵 上等兵 一等兵	千葉 千葉 千葉 新潟	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■				無罪 無罪 無罪 無罪 無罪	■■■■、■■■■、■■■■、■■■■等は、昭和十八年十一月十二日より同年十二月十九日に至る間、湖北省崇陽附近の監林橋に於て殺人、強姦、武器掠奪等をなした。
漢口	52	中国軍	特務団長		■■■■				無罪	河南省開封に於て中国軍特務団長として勤務中、現在の中国人妻を強姦により獲得し亦広大な土地を強制買収した。
漢口	55	第二十軍司令部	参謀長、 少将	千葉	■■■■	1947年6月 [日付不明]			無罪	■■■■は第二十軍参謀長で、■■■■は昭和十九年湖南省長沙失陥後同軍復興部政務部長兼情報部長となったが、右両名は長沙進入後市内外において、焼殺掠奪を擅にし農民俘虜をして堤防を構築、道路を掘らしめ、老弱のため、之を忌避せんとした■■■■、■■■■、■■■■等を殺害し、亦その所属兵士は■■■■、■■■■、■■■■等を輪姦し、■■■■は、その辱を受けるに堪えず入水自殺し、亦■■■■は、十六歳の姑娘を捕えて■■■■に獻じたが、今日まで生死不明なり。更に、■■■■、■■■■は、漢奸■■■■と結託し、長沙街に銀行を設立して高利を以て貸款民財を詐取すると共に儲備券を濫発して金融を攪乱し、亦賭博場を開設して博徒を誘引し、阿片館を開設して阿片を吸引せしめ、八角亭に日本語講習会を開設し中国民衆の奴化を図り、昭和二十年旧曆一月一日、漢奸に使喚されて大屯営を政団して数百名を屠殺し、亦中国工作員を捕えて郊外に連行して銃殺した外、南門外及び北門外において中国人民家を破壊した。
漢口	64	第六十八師 団長	中将	宮崎	■■■■	1947年11/28 [日付不明]			無罪	■■■■は、昭和十九年七月、第六十八師団長となり湖南省衡陽、□縣、醴陵、資興等名縣の警備に当たっていたが、昭和二十年旧曆正月八日部下を放任して、衡山縣石灘郷に至らしめ、■■■■の妻■■■■、妾■■■■を強姦せしめた外、廟石祝塘大屋場島において十数戸の婦女を悉く姦淫し、昭和十九年七月より日本投降までの間、その所屬である第五十七旅団第六十四大隊将兵は、□縣駐屯中、同縣内夏泉、馬鞍等各郷村において住民■■■■等三十六名を逮捕し、火烙り、銃殺、腰切り等あらゆる惨虐方法を以て殺害し殊に■■■■の妻に至っては殺害後胎児を取り出して銃剣に突き刺して祭案に供した外、■■■■等多数の婦女を強姦の上死に至らしめ、また、■■■■等二十数人の家屋を焼燬して多量の家畜、什器等を掠奪し、荊州警備隊長■■■■及びその部下兵士は昭和二十年四月より日本投降に至る間、衡山、月山郷、その他各地において住民陳国等七名を殺害し、その屍体を湘江に投棄した外、住民三百八十九名を殺害し、■■■■等十四名の婦女を強姦して死に至らしめかつ馬華嶺地方の民家五十余棟を焼燬し糧食四万余石牛豚三千余頭衣類、什器等船にて三十余隻分を掠奪し、また資興縣三都市地方に駐屯していた第五十七旅団第六十一大隊小隊長代理■■■■は、昭和二十年旧曆三月同市市湖路警察署副署長■■■■、安源子弟学校長■■■■、教員■■■■を殺害した。右は、師団長としてその所属部隊の指揮監督の地位にありながら、右犯行に耳を籍さず防犯制止の能□を盡さなかったのは共犯の責を負うべきである。

漢口	67	第三十四師 団長	中将	福岡	■■■■■	1948/01/29	10	■■■■■は、第三十四師団長にして、その所屬である第二十六、第二十七、第二十八の各連隊長■■■■■、■■■■■等を選び、江西省南昌附近に駐防していたが、その所屬部隊において、昭和十九年三月より同年五月に至る間、中国平民■■■■■、■■■■■等二名を殺害し、■■■■■、■■■■■等六名の非軍人を強迫して日軍の軍需品の輸送に従事せしめ、昭和二十年五月より同年七月に至る間、湖南省新寧に駐屯していた部属は中国婦人■■■■■を強姦した外、無辜の平民■■■■■、■■■■■等四名を殺害し、昭和十九年六月、その部下■■■■■は、湖南省永修縣において、平民盧礼望、揚意全等五名を殺害し、更に同年十一月より同年十二月に至る間、広西省灌陽において相前後して平民■■■■■、■■■■■等三名を殺害したが、右は師団長として部下の右犯行を許容し、または防止しなかった事実が明瞭で自ら共犯の責任を負うべきである。
漢口	68	独立歩兵第 五旅団第 二百十大隊	少佐	鹿児島	■■■■■	1947/12/21	無期	昭和十九年四月十五日日本投降に至る間、第二百十大隊長として、湖北省公安縣開口に駐屯警備に当たったが部下を駆使して昭和二十年春樟木郷において氏名不詳の難子に負傷兵の担架運搬をさせようとしたが、之に應ぜざりしため、その場において殺害し、且同時に氏名不詳の老婆を何等の理由なく殺害し、同年三―四月の間において、その所屬兵士六十余名は開口第草街地方において、婦女■■■■■を輪姦の上、疾病に罹らしめ、同年五月三日更に所屬兵士は、沙江郷において人夫徵発の目的を達せざりしに憤怒し平民■■■■■等の家屋三軒を焼却した。
北京	18	華北特別警 備隊第四大 隊	憲・曹長	兵庫	(■■■■)■■■■ ■■■■■■■■	1946/06/08	10	河北省定縣に駐屯して情報係を担当していたが、昭和十九年旧暦一月頃密偵長■■■■■方において、同人より、電話交換手■■■■■を紹介されて交際中、同年四月■■■■■方において、同女を脅迫して姦淫し、その後、安国、保定、北京等に転出後も引き続き転出地に同女を誘拐して連続姦淫した。
北京	60	戦車第三師 団	大佐	静岡	■■■■■	1947/03/08	5	機動砲兵第三連隊長に歴任し、中日戦争開始さるや部隊を率ひて戦闘に参加し、昭和十二年九月以来、徐州、鄭州、洛陽等の作戦に従事し、包頭、許昌、龍門、魯山、襄城等各地の警備に当たったが、此の間、所屬部隊員において、財物掠奪、婦女姦淫、平民焼殺等をなし、亦昭和二十年五月十九日、盧氏縣境において、河南高等法院推事■■■■■の法幣五千元金、指輪一個を捜し出し掠奪した。
広東	2	第二十三軍 司令官	中将	兵庫	■■■■■	1946/10/18	死刑	■■■■■は、中日戦争勃発し、昭和十三年十月第二十一軍参謀長として軍司令官安藤利吉を補佐して華南惠陽のバイアス湾上陸作戦を計画して広州を占拠し、昭和十五年より同十六年に至る間、第二十一師団長に任じ華中、江蘇、河南、河北、山東諸省に転戦、昭和十八年第二十三軍司令官に陞任し、南支における日軍の最高指揮官となり、廣九、西江、兩豊(陸豊、海豊)三南等の各作戦を指揮したが、その最高指揮官となつて偽政府を扶植して同政府の勢力を助長し以て中国政府を転覆し土地を濫奪するの陰謀を遂げんとしたが、その任期の間において、屢々国際戦争法規に違反し、部属を縦容して各種の残虐行為をなせり。即ち、俘虜及び非戦闘員を屠殺し、故意に囚人を餓死せしめ住民を放逐し、人民を強制徴用して軍事上の工作に従事せしめ、民家、学校、歴史的建造物を焼燬破壊し、糧食、家畜、その他の物品の掠奪、婦女強姦、無防備都市及病院の爆撃、毒瓦斯の使用、平民を濫捕して酷刑を加えて自供を強要し、阿片を販売せしめて毒化政策を推行了した。

18	広東	南支那派遣憲兵隊	憲・中佐	高知	■■■■■	1946/12/28	死刑	11	■■■■■は、昭和十八年八月、華南憲兵隊警務部長となり、その下に警務、特高の二課を管掌し警務課は、日本軍の軍紀、風紀を維持する任務に当り、特高課は、治安を維持する任務にあり、日本軍の占領区内において、中国人を強迫威嚇して統治政策の達成を企図し、擅に逮捕酷刑を加えて計画的恐怖行為をなしたが、■■■■■も警務部長の名を以て此の種行為に參與又は実施したが、■■■■■の直轄である警務、特高両課員及び所屬の各地憲兵隊員にして平民を酷刑又は残害等の事実により、公訴せられたる者又は有罪の判決を受けたる者を挙げれば、■■■■■憲兵隊長■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■等の逮捕、酷刑、殺人、強姦等の事件があるが小野は、右隊員の指揮監督の地位にありながら、その犯罪を未然に防範制止しなかったのは共犯の責を負うべきである。
21	広東	南支那派遣憲兵隊広州中央地区憲兵隊	憲・曹長	静岡	■■■■■	1947/01/25	無罪		昭和二十年五月十六日、廣州市西華路において、通行人に対する校閲服役中、■■■■■及びその夫を呼び止めて、その場において夫を殺害の上、■■■■■を蘭亭酒店に連行して強姦した。
29	広東	第二百二十九師団歩兵第九十二旅団長	少将	静岡	■■■■■	1947/02/22	死刑		昭和十五年三月、独立歩兵第六三大隊長に任ぜられ江西省德安縣城一帯に駐屯し、昭和十六年九月、湖南省長沙第三次会戦に参加したが、その所屬部下を放任して中国人に対し集団屠殺、強姦、掠奪、酷刑、財産破壊等をなされた。即ち、昭和十五年六月二十四日及び七月七日德安縣太平郷において平民■■■■■の妻■■■■■等男女八十一名を屠殺し、■■■■■の妻■■■■■等三名を強姦の上殺害し、牛五百余頭豚七百余頭財物九千余元を掠奪し民家六百余戸を焼却し、同年五月四日、同縣蒲亭鎮において住民■■■■■三十八名に体刑を施した上、土牢に監禁し、昭和十七年十月五日之を東門外桐子山において集団殺し、昭和十五年六月より昭和十七年九月二十八日までの間に、德安縣何家坡楊村において、■■■■■、■■■■■、■■■■■等五名を殺害して、多額の財物を掠奪し、潘村においては■■■■■を強姦し、昭和十五年五月より昭和十七年九月二十日に至る間に、■■■■■隊長及び■■■■■軍曹等は德安縣鼻橋郷において平民■■■■■等三名を殺害し、■■■■■等の家屋十三軒を焼却し、昭和十七年七月、■■■■■部隊長は、德安縣黃口郷において、■■■■■を殺害し、昭和十六年九月、十月間大隊を率ひて第三次長沙会戦に参加した際、その所屬部隊は青山郷において、■■■■■を殺害し、同人及び■■■■■等五名の家屋を焼却して財物を鳥有に帰せしめ、同年十月二十八・九日頃長沙縣嵩南郷において、■■■■■等三名を殺害し、所持金、衣服、糧食等を掠奪した。以上の如く部下の果敢行為はその直屬上官である■■■■■において縦兵殃民の責任を負うべきである。
49	広東	在海南島舞鶴海軍第十五警備隊	大尉 大尉 中尉	山口 山口 三重	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	1947/05/15 1947/05/15 1947/05/15	死刑 死刑 死刑		■■■■■は、在海南島日本海軍第十五警備隊文昌派遣隊長、■■■■■は同警備隊文教分遣隊長■■■■■は同警備隊東坡派遣隊長であるが、右三名は、昭和十七年七月より同十八年十一月までの間、共同して連続的に兵を率いて海南島文昌縣東園、文教両郷に所屬する文田村等二十ヶ村において、戸口調査、遊撃隊員、捜査等の口実の下に平民を連捕拘留し、銃撃、刺突、斬首等の方法により、計画的集団屠殺をなした。縦に家屋を焼燬し、又は婦女を強姦致死せしむる等の暴行をなしたが、その焼燬したる家屋合計六百八十二間に達し、■■■■■等合計六百六十五名を殺害し、更に、■■■■■等五名の婦女を強姦致死せしめた外、数知れざる財物を掠奪した。

<p>85</p> <p>広東</p>	<p>第二十一師 団長</p>	<p>中将</p>	<p>東京</p>	<p>■■■■■</p>	<p>1947/10/24</p>	<p>無期</p>	<p>■■■■■は、曾て南京特務機関長に充任し南京偽組織を作った重要犯人にして、漢奸を操縦して中国の主権を擄奪し、流亡土匪等を買収して四方において財物を掠奪せしめ、かつ多数の抗日志士、地下工作員を惨殺したが、昭和十八年仏印駐屯の第二十一師団長となり、同十九年十一月二十九日その麾下第八十三連隊及び第六十二連隊をして、仏印より広西省を侵略せしめ、鴻祥、龍州、上金、寧明等の各地を略したが、同二十年一月十七日までの間に、龍州方面においては、韋六等數十名の無辜の住民を惨殺し、寧明方面においては蒙日高等十数名を死傷せしめた外、到る処において、婦女を強姦し、財物を掠奪し肆に家屋を焼却または破壊する等あらゆる罪悪をなし、またその所属部隊は昭和二十年四月より同年七月一日までの間に、夏江、多倫、潭其等の各地において墜落せる米航空員■■■■■中尉、■■■■■中尉、■■■■■中尉(何れも音訳)等十数名を捕獲して高虐惨殺した。■■■■■は、昭和二十年一月より第二十一師団参謀長に充任したが、米航空員の捕獲及び同捕虜の処理等は参謀部の責任に属するものなるを以て前記米航空員捕虜の殺害に対しては当然共犯の責を負うべきである。■■■■■は、在仏印日軍憲兵隊長特高班長等に充任し、日軍が前記米航空員を捕獲し憲兵隊本部に送致せる時、これを虐待して衣食を給せず罰として監かしむ等の不法行為をなし、また俘虜を殺害して同憲兵隊内草むらに埋葬したことに関し、共犯の責を負うべきである。</p>
<p>86</p> <p>広東</p>	<p>第四百師団 長</p>	<p>中将</p>	<p>福岡</p>	<p>■■■■■</p>	<p>1947/10/27</p>	<p>10</p>	<p>昭和十五年二月、第三十八師団歩兵団長となり、広東仏山、新会、三水等を侵略し、同十六年五月九日惠陽を侵犯して歩兵二十四人を殺戮し、商店民家等千余戸を焼燬して一旦後退し、同十七年二月二十三日、再び惠陽を陥れて三千余人を火屠殺すると共に擄に民家を焼いて退却し、次で第四百師団長に昇任して日本南支派遣軍の主要部隊となりて惠陽、海豊、増城等に駐屯、更に、同年秋、師団を率ひて西江、開封、羅定、高要等を経て広西省■■■■■坪を侵略して華中の日軍を会同し桂平、柳州等を犯して曲江を攻め、昭和二十年春、更に惠陽、海豊、陸豊一帯に転進した後、河原、和平、江西等に進入したが、軍の進む所、偽政権を組織扶殖して中国政府の転覆を図り、国際戦争法規に違反して兵を放任して地方に害悪を加えること其の烈しきは人の世の罪悪を盡し右今戦未曾有なり、即ち、その明確なるものを示せば、昭和十九年九月十四日より同年十月二十二日までの間、その所属落合部隊及び米山部隊は、羅定縣、■■■■■南縣等において、殺人、財物の掠奪、家屋の焼燬、及び破壊、平民酷刑、婦女強姦、軍事行動工作の強制、無防備地区爆撃等による被害者羅定縣において梁鼎等五百五十件、株■■■■■縣において陳伯欽等五百五十四件に達せり、更に昭和十九年九月十四日同二十五日までの間封川縣において、■■■■■等三名の財物を掠奪すると共に蘇江養等五名を殺害し、昭和十九年十月十一日、広西省桂平を陥れて平民の殺害、民家焼却、掠奪等を擄にし生を得たる者数人に過ぎず、その死情惨憺たるものあり、かつ陳中を強姦し、昭和二十年春、再び、惠陽、海豊、陸豊等を陥れたが、その通過途次民夫百余名を強制拉致して軍用品を運搬せしめ、その凌虐に堪えず死せる者■■■■■等七名あり、亦■■■■■等三名の財物を掠奪、又は破壊すると共に、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■等二十三名を屠殺し、同年六月十八日、惠陽、梁化坪において、日軍と戦闘を交えて日軍数名を射殺した惠陽憲警隊員十三名を捕虜とし、鉄線に穴を穿ちて銃剣を以て刺突殺害したが、右の如き所属部隊の犯行に対し指揮監督の地位にある長官として、その犯行を予防制止しなかつたのは、自ら戦争犯罪の共犯を以て論ずべきである。</p>

広東	87	南支那派遣 憲兵隊	憲・曹長 憲・曹長 憲・軍曹	福岡 宮城 愛知	■■■■ ■■■■ ■■■■	1946/12/12 1946/12/12 1946/12/12	無罪 無罪 無罪	殺人、強姦、掠奪、放火等容疑。
広東	89	第二十三軍 独立歩兵第 二十三旅団 独立歩兵第 百三十六隊	大尉	大分	■■■■	1947/07/18	死刑	■■■■は、独立歩兵第二十三旅団独立歩兵第百三十六隊第三中隊長にして、■■■■等は、同隊員であるが同人等は、昭和二十年六月雷州半島を出発し、化縣陽江恩平仏山等を経由して、同年八月仏州市に至りたるが、その間■■■■は、部下■■■■軍曹に命じて中国平民を逮捕して、過重の食糧を運搬せしめて糧に殴打虐待を加へた上、疲勞のため歩行緩慢の者を殺害せしめ、且仏山通過の際、民間の布足を掠奪して仏州到着後これを販売して利を図り、亦中国に接収せらるべき補遺信号、榴弾等を汕河附近に埋没隠匿し、■■■■は、恩平附近に於て民家五棟を焼却したが、その中には天主堂一戸あり。■■■■は、共同して強姦及び児童を殺害し、且財物を掠奪し、■■■■は、陽江附近に於て婦女を強姦し、■■■■は、陽江附近に於て■■■■郷民を一ヶ所に集合せしめて銃殺し、■■■■は、広州河南に於て、通信筒、石油及び武器等を埋没隠匿した。
			准尉	大分	■■■■	1947/07/18	死刑	
			曹長	大分	■■■■	1947/07/18	死刑	
			伍長	大分	■■■■	1947/07/18	死刑	
			兵長	大分	■■■■	1947/07/18	死刑	
			軍曹	大分	■■■■	1947/07/18	死刑	
			兵長	大分	■■■■	1947/07/18	死刑	
			伍長	宮崎	■■■■	1947/07/18	無罪	
			伍長	大分	■■■■	1947/07/18	無罪	
			兵長	福岡	■■■■	1947/07/18	無罪	
南京	1	第二十三軍 司令官	中將	東京	■■■■	1946/08/27	死刑	■■■■は、日本陸軍の少壮派にして天津駐屯軍歩兵隊長、参謀長、第二十八旅団長、駐蒙軍司令部附、駐張家口興亜院連絡部長官、駐広東第二十三軍司令部官等歴任し、来華在任二十余年に及んで中国の事情に通じ、土肥原賢二、梅津美治郎と共に中国侵略の主要人物であったが、此の間漢奸■■■■等の便衣隊をして北京、天津を擾乱せしめ、亦■■■■等に暗殺機關を設置せしめて、天津市党部書記■■■■、新聞記者■■■■を殺害し、昭和九年五月、漢奸記者■■■■が殺害されたことに藉口として砲兵及び空軍を以て河北省政府主席■■■■、天津市長■■■■を強迫して罷免し、河北省を中央政府より離脱せしめて独立政府を樹立せしむる等、中国政府の輿論陰謀を逞うし、亦作戦期間中、徐州、広東其の他各地に転戦して、各所において、暴行の限りを盡したが、昭和十六年十一月より同十七年三月に至る間、広東南海一帯の作戦時においては、その所屬部隊が村民百余名を屠殺し、多数の平民に吊打、灌水等惨虐なる酷刑を加へ、婦女を強姦し、食糧、家畜等を掠奪し、村民を境外に駆逐し、民家を焼却し、亦昭和十六年十二月、自ら大軍を率ひて香港を攻略した際、中、英人の非戦闘員を大規模屠殺し、俘虜及び病院収容中の傷兵の殺害、婦女強姦、物資、図書、文化珍品等の掠奪等種々の暴虐をなした。

<p>南京</p>	<p>12</p>	<p>第六師団長</p>	<p>中将</p>	<p>東京</p>	<p>■■■■■</p>	<p>1947/03/10</p>	<p>死刑</p>	<p>■■■■■は、陸軍大学を卒業し、日本の侵略運動の一急進軍人であるが、昭和十二年八月、第六師団長として、日本の中国侵略戦争に参加して永定河、保定、石家荘等に転戦し、その途上保定に於て、その所属部隊は、■■■■■の衣服、骨董品等二十八箱及び家具等を掠奪し、亦中国人婦女を脅迫して肉体的慰安的具に供した。更に、同年十一月初旬転じて柳川兵団に所属し、中島、牛島、末松の各部隊と共に杭州湾より上陸して、崑山、太湖を経て南京戦に参加し、谷部隊は、中華門を政略し、同年十二月十三日、南京に入城し、中華門一帯に分駐したが、中国の抗戦精神と民族意識を破壊する目的を以て、■■■■■部隊と共に世を挙げて□□せしめた贖古の残虐南京大屠殺を發動し、その被害実に数十万に達せり、即ち、その所属部隊は、同年十二月十三日より同月二十一日までの短期間内において、中華門外鶏所、南村、沙洲坪、□紅橋、雨花台等及び城内駆籠巷、仁厚里等の各地において、■■■■■、■■■■■、■■■■■等九百余人を銃殺、刺殺その他残酷なる方法を以て殺害すると共に米薪等を掠奪し、亦沙洲坪、□紅橋等の各地において、■■■■■等四十余人の婦女を強姦した外上記の各地において肆に■■■■■等十数人の家屋財産を破壊した。</p>
<p>南京</p>	<p>19</p>	<p>元香港総督</p>	<p>中将</p>	<p>東京</p>	<p>■■■■■</p>	<p>1947/07/22</p>	<p>無期</p>	<p>■■■■■は、陸軍省、参謀本部、教育総監部等の各要職を歴任し、関東軍参謀長、駐華大使館付武官として、多年にわたり田中内閣の大陸政策に基づき、中国に対する侵略戦争の計画陰謀に参画し、昭和十二年七月七日、盧溝橋事変発生するや同年八月姫路第十師団を率ひて天津太沽より上陸、津浦線を南下し、魯南□莊、台兒莊等を猛攻し、更に隴海一帯を猛攻して、□山、歸徳を政占し、徐州包囲を企図して、南京占領部隊と相会したが、此の期間所属の部隊を縦に行動せしめてその所属部隊は、昭和十三年五月十一日、山東省濟寧縣内において縣立大流□小学校長■■■■■及び老幼男女四十名を殺害し、同年十二月二十九日、泰安縣内において、麵販売業■■■■■の妻を殺害し、同年一月頃、河南省を擾乱せしめ、孟縣において掠奪を擅にし、■■■■■の老父を殺害して、同人の家屋五棟を焼却し、亦博愛縣内において糧秣を掠奪し、沁河の水門を開放して田畑を淹没せしめ退避し得ざりし■■■■■等三名餓死するに至ったが河北省逐縣内の駅において平民■■■■■を銃殺した。昭和十六年太平洋戦争勃発し、香港陥落するや、香港総督として来任し、その在任中大量の阿片を公開販売して中国人民に対する毒化政策を企図した外、昭和十七年二月より同十九年十二月まで右総督在任中糧食不足の故を以て香港在住の中国人を大量放逐せり。即ち、街頭に憲兵を派遣し、通行人を濫捕して辻点集中營に拘禁した後、憲兵の嚴重なる監視下に連続放逐にわたり板船を以て、大鵬灣に放逐したが、その間、飢餓又は虐待非刑等により放逐の途上又は大鵬灣上陸後一日平均三名乃至十余名の死者を出すに至ったため、華民代表羅旭□等が数次にわたり抗議したるも之を聴き容れず、かつ香港憲兵隊■■■■■等が無辜の中国人及外国人を拘捕することを許容し、その拘禁中において吊打灌水その他非人道的拷問により、多数の死者又は傷害者を出したが、■■■■■は長官として指揮監督の地位にありながら所属部隊の右犯行を予防制止しなかったのは其の責を負うべきである。</p>

徐州	1	独立警備隊 歩兵第一大 隊	大尉	神奈川	■■■■	1946/06/15	死刑	独立警備隊第一大隊長として安徽省合肥県城内を警備中昭和十八年十一月二十五、二十六日の両日にわたり、連続して騎兵五十余名を引率して■■■■方に至り中央と連絡ありと誣ひ、財物家畜を掠奪して■■■■、■■■■、■■■■兄弟及び姪■■■■を逮捕して、合肥城内に拘禁し、犬に咬傷又は、吊打、灌水等の酷刑を施し、拘禁二十余日後身代金として拳銃二挺弾丸三百発法幣五百万円を強取して釈放し、昭和二十年三月二十日、合肥県西門外において、■■■■に犬をけかけて同人の陽物を咬傷させた上、両足を切断して殺害し、更に部下を使喚して■■■■の妻を強姦した外、部下をして婦女を強姦させて娼婦となし、又自らも観音殿の十八才の尼僧■■■■を弄び淫慾発散の具とした。
上海	22	第六十八師 団工兵隊	上等兵	兵庫	■■■■	1947/07/24	無罪	昭和十七年十一月十八日、軍に随い江西省九江縣沙月鎮を占拠した時、姓名不詳の中国人婦女一名を強姦した。
上海	60	独立歩兵第 五五大隊	少佐	広島	■■■■	1947/10/27	無罪	作戦期間中、所属部下の中国人殺害、財物掠奪、婦女強姦容疑。
上海	93	杭州特務機 関	軍属	徳島	■■■■	1947/07/19	死刑	満鉄及び南満毛業公司等に永年勤務した前歴ある中国通にして、上海、杭州地区の方言に通ずるので、杭州、金華、密波等各地の陸軍特務機関に勤務したが、その在職期間中、無類の徒を集めて爪牙として専ら情報の蒐集、物資の統制を行うと共に、中国資産家を強迫して搾取的欲望を肆にし、殊に杭州特務機関情報主任として在職中は、湖甯路第六公園前に秘密室を設置して、中国婦女蹂躪の魔窟として婦女を誘惑強姦し、その数甚大に上り、また一面特務機関の要職にありて計画的侵略戦争を援助して和平を破壊した。
上海	98	第六十八師 団第五十七 旅団長	少将	山口	■■■■	1948/02/25	無期	昭和十七年来華し、第二十軍第三百三十三連隊長に任じ、浙江、江西、安徽の各省間を転戦し、昭和十八年第五十七旅団長に昇任して、昭和二十年六月、湖南省衡陽作戦に参加後、その所属部隊は祁陽一帯に駐屯したが、同月八日■■■■は、兵を率ひて祁陽地区中国自衛軍指揮部所在の流海冲地方に進攻し、同地附近の村落を縦に放火焼燬し、機関銃を以て無辜の平民を掃射して、■■■■等十名を殺害し、財産の損失も一億元以上に達せり、また、男女数十名を拉去して恣に姦淫、殴打等をなし、更に、その所属六十四大隊の将兵は、昭和十七年七月より日本投降までの間、湖南省■■■■縣内の夏泉、馬鞍、洞井、大同等の各郷において、平民■■■■等数十名を惨殺したが、■■■■は長官でありながら所属部隊の右犯行を放任し、予防制止の能事を盡さなかったのは共犯の責を負うべきである。
上海	103	鉄道警備隊 李哥庄駅警 務段	警備員	神奈川	■■■■		無罪	鉄道警備隊員にして、山東省膠縣李哥庄駅において勤務中、昭和二十年五月頃、逃亡中■■■■と共に中国人一婦女を強姦の上、殺害し、亦昭和十九年十月■■■■部隊情報班■■■■に協力して■■■■等九名を逮捕して殺害した。
		廈門海軍武 官府	海・大佐	兵庫	■■■■	1948/04/07	無罪	
		第二支那派遣 艦隊軍法會議 廈門分廷	海・法務大尉	栃木	■■■■	1948/04/07	6	

上海	廈門領事館 警察署	署長	長野	■■■■	1948/04/07	12	■■■■等七名は、昭和二十年五月共同会議を開いて、廈門、鼓浪嶼地方の住民に親英米分子ありとなし、同地住民■■■■等三十数名を逮捕拘留し、その取調に当り拷問を加えたるため、■■■■は楼上より飛び降り自殺し、数名は傷害を受け死亡し、また■■■■等は前記■■■■逮捕の際、同人の妻■■■■を殴打して死に至らしめた。■■■■は、前記■■■■等を監禁中同人等の看守に当たったが、その間同人等を殴打し、またはやいどを施す等の酷刑を加えて非人道的虐待をなした。■■■■は、日本海軍主計にして貨物輸送事項を担当していたが、中国商人に種々の難癖をつけて金銭を強要し、物品を押収して私腹を肥やした。■■■■は、廈門偽警察局に勤務し、昭和二十年六月、居民■■■■等数名を血魂団員なりとして逮捕し、その取調に当り、非刑を加えて供述を脅迫した。■■■■は、廈門海軍武官府囑託にして、昭和二十年六月、廈門公園爆弾事件発生するや無辜の民衆を濫捕し、また同月夜、中国婦女■■■■の寢室に侵入し、強姦せんとしたが、同女が大声を上げて抵抗したため、その目的を達しなかつた。
	廈門領事館 警察署	外務省巡查	宮城	■■■■	1948/04/07	2	
	廈門領事館 警察署	外務省巡查	福岡	■■■■	1948/04/07	12	
	廈門領事館 警察署	外務省巡查	千葉	■■■■	1948/04/07	12	
	廈門領事館 警察署	外務省巡查	大分	■■■■	1948/04/07	12	
	廈門領事館 警察署	外務省巡查	富山	■■■■	1948/04/07	6	
	廈門領事館 警察署	外務省巡查	東京	■■■■	1948/04/07	6	
	第二海軍刑務所 廈門支	法務・上等兵曹	佐賀	■■■■	1948/04/07	無罪	
	廈門海軍武官府	主計・大尉	青森	■■■■	1948/04/07	無罪	
	廈門海軍武官府	海軍囑託	広島	■■■■	1948/04/07	7	
上海	廈門警察局	警正	岡山	■■■■	1948/04/07	6	
	廈門警察局	警部	広島	■■■■	1948/04/07	6	
上海	杭州憲兵隊 嘉興分隊	憲・曹長	宮城	■■■■	1947/12/29	6	■■■■は、昭和二十年八月六日、軍に随って浙江省嘉興縣新篁鎮を掃蕩した際、同鎮の平民百余名を同鎮小学校運動場に集合整列せしめて輪流殴打して集団刑罰を加えると共に同縣国民党幹事■■■■及び同縣警察隊長■■■■を惨殺し、また、浙江省第十戦区専員公署視察■■■■が同鎮香山堂薬局に外避し居たるを逮捕して、毒打酷刑を施して重傷を與え、更に、同公署の■■■■と称する女職員を強姦し、かつ同鎮大華商店の貨物を掠奪した。
		憲・軍曹	京都	■■■■	1947/12/29	6	
上海	第六十四師 团长	中将	東京	■■■■	1948/05/31	無期	■■■■は、昭和十八年六月十六日、来華し、第六十四師团长に充任し、蘇北丹陽一帯に駐防したが、昭和十九年五月、長衡会戦のため転じて湖南省に入り作戦に参加して、同年七月より同二十年五月まで同省長沙、湘口、茶陵、沅江等各縣の警備に当たったが、その警備期間中、その所屬部隊は縦に右各縣内において、平民■■■■等三百二十二名を殺害し、■■■■等十八名を強姦致死せしめ、■■■■等の家屋十四棟を焼燬し■■■■等の糧穀二百九石を掠奪したが、船引は長官として所屬部隊の右犯行に対し、自らその刑責を負うべきである。

上海	121	第二十七師 団長	中将	榎木	■■■■■	1948/05/31	無期	■■■■■は、昭和十九年六月、長衡会戦起るや第二十七師団に充任し、同作戦に参加した外、更に、平江、瀏陽、茶陵等を攻撃したが、昭和二十年一月詔□作戦起るや、湖南省茶陵より江西省に転じ、蓮花、永新、泰和、遂川、□縣、南康等の各縣を擾乱し、同年三月中旬広東省始興、曲江等を經て、惠州に下り、更に、北返して沿道を掃蕩し南昌に至つたが、此の間、その所屬部隊は、各地において暴虐をなせり、即ち、湖南省の長沙、茶陵、江西省の蓮花、永新、遂川、泰和、南昌、広東省の和平、連平、新会、開平、台山、広寧等の各地において、平民■■■■■等五百九十二名を殺害し、■■■■■等四十八名の婦女子を強姦致死せしめ、■■■■■等の財物を掠奪、または、破壊せるもの六千八百八十二万元、牛豚四十頭、糧穀百九十二石に達し、■■■■■等の家屋九十二戸を焼燬した。
上海	122	山東国民自衛軍	総司令	東京	■■■■■	1948/06/01	死刑	■■■■■(中国名■■■■■)は大正十三年來華して、張作霖の少將顧問となり、九・一八事変後、滿州国陸軍少將となり、三年にして中将となり、軍機に参画して叛逃行為を助長し、七・七事変後東北より天津に潜入し、■■■■■大將の命を受けて■■■■■等の大匪賊部隊を改編して、山東自治連軍を組織して、その総司令となり、武定に駐屯して日本軍の山東侵略の先鋒となり、昭和十三年二月、同大將の命により□縣に駐屯して第五師団■■■■■中將の指揮下に入り、自治軍を率ひて山東省諸城、日照、安東、平度、牟平、烟台等の各地を通過して、放火、掠奪、強姦、殺戮等悪事の限りを盡して、■■■■■師団長より嫌忌されて部隊を解散せしめられ、昭和十四年八月退官して青島にありたるが、昭和二十年三月再出馬して、■■■■■司令官の命を受けて山東国民自衛軍を組織して、その総司令となり、即墨、膠州等に駐屯せり。伊達は、斯くの如く二回にわたつて、部隊を組織したが、その目的とするところは、日本軍の先鋒となり、防務に当ると共に日本の占領地区において、中国民衆の奴隸化政策を企図し、民衆の国民的地位を剥奪し日本軍の一翼となりて、日本の中国侵略を助長した。
上海	136	第四十師団 長	中将	東京	■■■■■	1948/05/31	無罪	■■■■■は、昭和十八年八月、第四十師団長となり、同十九年八月長衡会戦後部隊を率ひて桂林に進攻したが、その所屬部隊は、興安県界首西山、溶江等において、老弱平民の惨殺、婦女強姦、財物掠奪、家屋の焼燬等種々の罪行をなしたが同師団が桂林市に駐屯中、麗沢門外にあった將校、食堂に大□、草坪一帶より婦女子数十名を強拉し来たりて軍属の姦淫取樂に供し、また心田村の秦姓の男子の生殖器を切断するの酷刑を施し、また同師団が広西省南寧を退却する時、広東省欽縣において、財物の掠奪、婦女の強姦、平民惨殺、財産の破壊等を行つた。
上海	138	第一百六師 団長	中将	東京	■■■■■	1948/06/07	無期	■■■■■は、第八十四旅団長として、山西省新□に駐屯中、昭和十九年五月、第一百六師団長に昇任し、湖南省宝慶、邵陽に転駐せり、その使命は、□江を奪取して白馬山に至る湘西進攻にありたるが、中国軍王耀武部隊に撃破せられたるに激怒して邵陽、安仁、綏寧、武岡、茶陵等各地において、縱に中国平民千六百名を殺害し、婦女子六百余名を強姦して、その中、八十八名を致死せしめ、民家千五百五十八棟を焼燬、または、破壊し、米穀五万七千七百七十一石、家畜一万千七百七十七頭、衣類千六百九十一件を掠奪し、家具百一件を破壊し、中国民夫二千余名を強制、拉致して軍夫として軍事行動に従事せしめた。

上海	143	支那派遣軍 総司令官	大将	東京	■■■■■	1949/01/26	無罪	■■■■■は、中国派遣軍総司令官であるが、同人は、昭和十九年十一月二十六日より同二十年八月日本投降に至る間、その部下である第二三軍(司令官■■■■■中将、第二七師団(師団長■■■■■中将)、第一一六師団(師団長■■■■■)、第六四師団(師団長■■■■■中将)、第□□旅団(旅団長■■■■■少将)の各兵団が、江西、湖南、浙江、広東等の各省内に於て、多数の中国平民を屠殺、婦女の強姦、民家の焼燬破壊または物資掠奪等の暴虐行為をなしたことは最高の指揮官として部属に対する防範制止の能事を盡さなかったもので共犯の責を負うべきである。
太原	3	蒙疆政府平 魯縣警察隊	指導官	北海道	■■■■■	1947/04/30	10	■■■■■は、昭和十八年十二月来華し、山西省平魯縣警察隊指導官となり、屢々所属を率ひて中国軍と戦い肆に暴行をなせり、即ち、昭和二十年五月平魯県内において、■■■■■の姦を強姦し人民の驢馬を鹵獲と称して没収し、また中国人婦女を徵集し、強迫して娼婦とした。
太原	10	太原憲兵隊 臨汾分隊	憲・上等兵	兵庫	■■■■■	1947/12/28	無罪	昭和十七年来華し、第三九一二部隊に配属されていたが、北京において憲兵の訓練を受けて憲兵となり、昭和十九年十二月臨汾憲兵分隊、霍縣分遣隊に配属されて服務中、同縣城内居民■■■■■の布、銀等を没収した上、同人の妻を強姦した。

(出典) 『比国戦争犯罪裁判概見表』、本館-4B-024.00・平 1 1 法務07132100、「中国戦争犯罪裁判概見表」。

(注 1) 「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」によって起訴された裁判を抽出した。それ以外の性暴力を裁いている場合は、収録していない。

(注 2) ひとつの裁判において、「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」とともに、それ以外の犯罪を裁いている場合がある。したがって、この表に記載された全員が「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」によって起訴されたものではない。

(注 3) 国立公文書館において公開されていない氏名は、「■■■■■」と表記した。

(注 4) 原史料でも判読できないものは□とした。